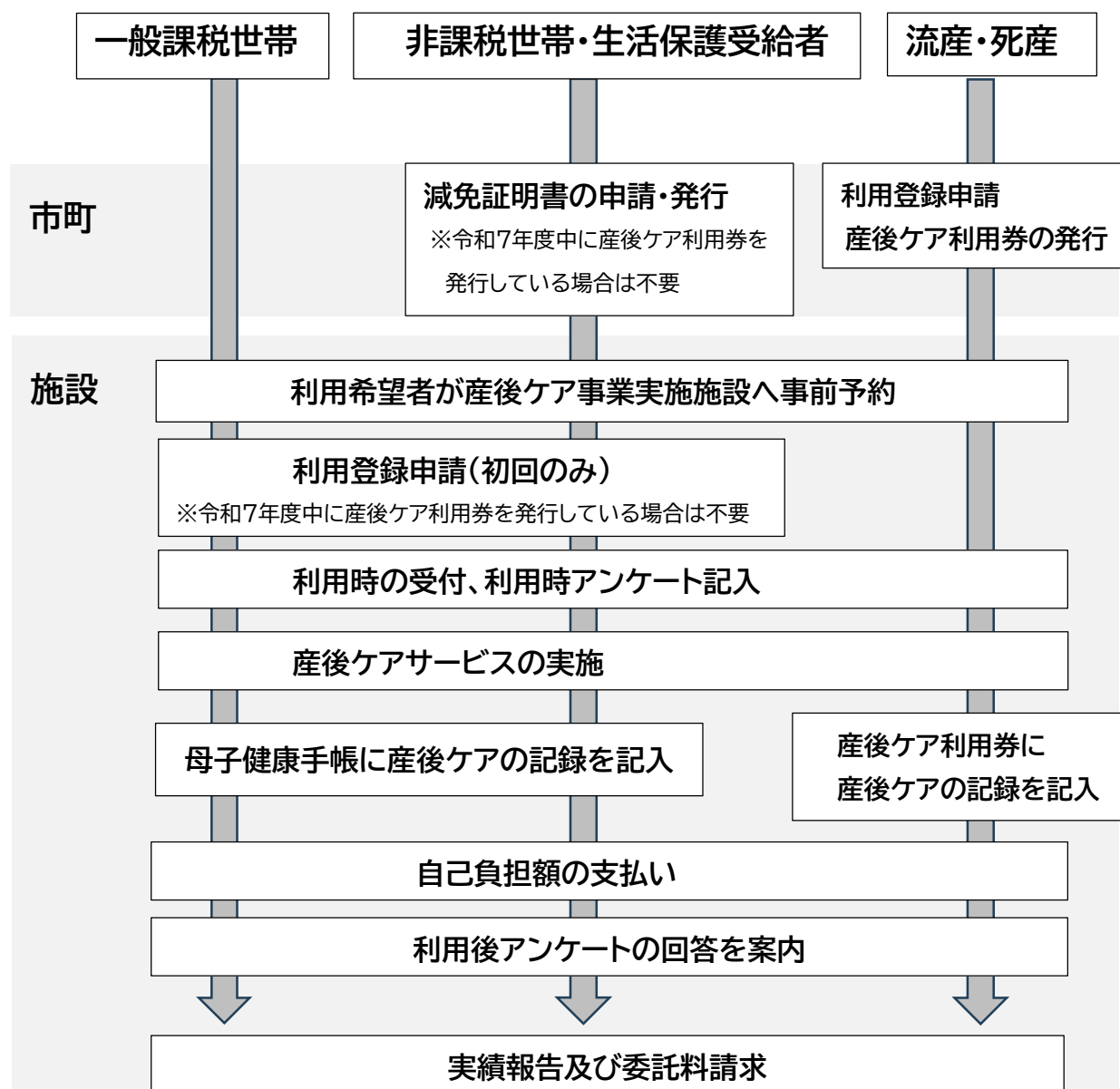


令和8年度 遠賀・中間地域（中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）

産後ケア事業 《施設用・簡易運用マニュアル》



【令和8年度からの注意点】

令和7年度に発行された産後ケア利用券は、そのまま継続して使用可能です。対象区分により「利用券を持参する人」と「持参しない人(証明書のみ等の人)」が混在するため、受付時に混乱しないようご注意ください。

1. 予約受付

【必須確認チェック】★ここが一番大事

予約時に、必ず以下を聞く。※一つでも「いいえ・不明」があれば「仮予約」とし、確定しない。

住民票の住所地はどこですか？

(委託料請求先の確認、母子健康手帳発行市町村と異なる場合あり)

→ 中間市・遠賀 4 町の場合: そのまま受付。

→ 中間市、遠賀4町以外の場合は、契約を確認し、契約外の市町村の場合は、償還払いの可否について、利用者に確認してもらう

産後ケアは何回目の利用ですか？(利用回数、自己負担金の確認)

→ 8 回目以上の場合、委託事業としての利用不可

減免対象ですか？(非課税世帯もしくは生活保護受給者に該当するか)

→ 該当する場合

市町で減免証明書を申請・取得されていますか？

流産・死産での利用ですか？

→ 該当する場合

市町で利用券を発行されていますか？

予約確定(本予約)のルール

以下の条件がそろってからはじめて「本予約」となります。

- 一般課税世帯 : 住所・利用回数に問題なければ即確定。
- 減免対象者 : 減免証明書の取得確認後に確定。
- 流産・死産 : 利用券の取得確認後に確定。

【ケース別対応】★漏れ防止用

① 減免対象者の可能性がある場合

→「減免証明書がないと減免できません。市町で先に申請をしてください。

発行後に本予約となります。」

※減免証明書未取得のまま利用 → 後日の返金不可

② 流産・死産の場合

→「利用券発行が必要です。先に市町で利用登録・利用券発行をしてください。

利用券が届いてから予約確定します。」

※未発行では利用不可

③ 判断がつかない場合、必ず市町につなぐ

「一度、市町に確認をお願いします。手続き完了後に再度ご連絡ください。」

2. 利用時の受付

【必要書類】 ※不足があれば当日利用不可の場合あり

- 利用登録申請書【初回利用時のみ(本人にとって産後ケア事業 1 回目)】
(流産・死産の方は不要)
- 母子健康手帳(流産・死産の方は不要)
- 本人確認書類
- 減免証明書(生活保護受給者・非課税世帯のみ)※
- 利用券(流産・死産の方のみ)※

3. 利用時アンケートの記入、サービス提供

- 利用時アンケート記入
- 体調確認
- サービス説明
- サービス提供

4. 産後ケアの記録記入・自己負担額の受取

- 多胎児の場合、児全員分の母子健康手帳に記録し、利用回数には注意する。
(母の利用回数が上限 7 回となるように)
- 自己負担額については省略:契約書・仕様書参照。利用者の自己負担額は変更なし

5. 利用後アンケートの回答を案内

利用後アンケートチラシの 2 次元コードからアンケートに回答。
(流産・死産の方は利用券の 2 次元コードからアンケートに回答)

6. 実績報告及び委託料請求 (※初回利用者は「利用登録申請書」も添付してください)

7. 想定されるトラブル

- 「当日に「減免証明書を忘れました」
対応:→ ※紛失の場合は、再発行の手続きのため市町の連絡先を案内してください。
「減免証明書がないと減免できず、後からの返金もできません。」
利用する場合は課税世帯の料金の支払ってもらう。後日返金不可。
- 「利用券がまだ届いてません」
対応:→ 「利用券が届いてからのご利用になります。」 利用不可。
市町の連絡先を案内してください。
- 「すでに 7 回利用しているが使いたい」
対応:→ 公費助成の対象外となるため、自費での案内になります。

※産後ケア内容以外のオプション(アロマトリートメント等のサービス)の提供や、育児用品の販売を行う場合は、本人の希望に応じて提供されるものであるため、費用等についてわかりやすい形で提示し、丁寧な説明を行う。また、利用者の了解を得た上で提供し、実施者が直接利用者から徴収する。

[問い合わせ先]

	連絡先	住 所	電話・ファックス・メールアドレス
中間市	中間市 健やか育成課母子保健係 こども家庭センター	〒809-0018 中間市通谷一丁目 36-10 (ハピネスなかま本館)	TEL:(093)245-8717 FAX:(093)245-7177 メール: boshihoken@city.nakama.lg.jp
芦屋町	芦屋町 健康・こども課 こども家庭センター	〒807-0198 芦屋町幸町 2-20	TEL:(093)223-3577 FAX:(093)222-2010 メール: kodomokatei@town.ashiya.lg.jp
水巻町	水巻町 健康課 健康推進係	〒807-0025 水巻町頃末南三丁目 11-1 (いきいきほーる)	TEL:(093)202-3212 FAX:(093)202-3621 メール: iki2-hall@town.mizumaki.lg.jp
岡垣町	岡垣町 子育てあんしん課 こども家庭支援係 こども家庭センター	〒811-4233 岡垣町野間一丁目 1-1	TEL:(093)282-1211 FAX:(093)282-4000 メール: kosodate@town.okagaki.lg.jp
遠賀町	遠賀町 こども家庭課 こども家庭センター係	〒811-4392 遠賀町大字今古賀 513	TEL:(093)293-1400 FAX:(093)293-0806 メール: kodomokatei-c@town.onga.lg.jp